

みんなで多久市をきれいにしよう！

6月2日(日)は 県内一斉 「ふるさと美化活動」の日

昨年は、各自治会や婦人会など、みなさんのご協力により、約3,300人の参加のもと、市内に捨てられていた約3トンものごみを回収しました。清掃などの美化活動は、環境を守るためにみんなでできる身近な活動です。

ぜひ、そろって美化活動にご参加ください。



■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

軽自動車税の減免には申請が必要です

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの（本人運転）
 - ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（家族運転）
 - ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（常時介護者運転）
- ※普通自動車税（県税）の減免および福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複はできません。

新たに身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた方が、所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む）のうち、次の一定の要件を満たす場合に、軽自動車税の減免が受けられます。

昨年、税の減免を受けた方で、申請内容の変更がない場合は、自動的に更新しますので、今年の申請手続きは不要です。ただし、買い換えなどの変更がある場合は申請が必要です。また、本人運転で家族が所有している車両、または家族運転により減免をうけている車両は更新手続きが必要です。

減免の対象となる障害の程度（等級）が、障害の種類ごとに異なりますので、必ず確認してください。

申請方法など詳しくは、税務課におたずねください。

■申請の期限 5月24日(金)

H24年度供用開始区域図



平成24年度公共下水道整備 区域の供用（下水道の処理） を始めました

■問い合わせ 都市計画課 下水道係
☎75-2179

供用(下水の処理)を始めた区域

今年3月31日から新たに、平成24年度に整備を行った10・6ヘクタールの供用を始め、下水道への接続が可能となりました。

供用を始めた地域は、左の区域図で示している北多久町内の筋原・砂原地区および南多久町の一部区域です。当該地域のみならず、なるべく早い時期に下水道への接続をお願いします。

なお、下水道への接続工事は多久市排水設備指定工事店以外の業者による施工はできませんので、ご注意ください。